「南の島から」

診療所だより

波照間診療所　医師　樋口 友哉

　こんにちは。今年度より波照間診療所に赴任しています樋口友哉といいます。生まれは大阪で、昨年までは沖縄本島の沖縄県立中部病院の島医者養成コースに所属し3年半同院で研修後、昨年10月から3月までの半年間は八重山病院にお世話になりました。関わってくださった皆様ありがとうございました。

　波照間島は波照間ブルーと呼ばれる美しい海が有名な日本最南端の有人島です。自分も学生時代に一人旅で波照間を訪れた際のその綺麗さが忘れられず沖縄で働くきっかけになりました。人口は500人程度で県立全離島診療所の中では中～小規模にあたります。

　この島の医療的な大きな特徴として、”すむづれの家”と呼ばれる小規模多機能型居宅介護事業所（デイサービス・訪問介護・ショートステイなどを提供し自宅生活をサポートする施設）の存在があります。歌やゲー

トボールなど日中の島の高齢者の憩いの場となるだけでなく、配食サービス・利用者の健康観察・見守りが必要な方の定期訪問（朝昼晩3回の人も！）・必要であればショートステイなど、診療所だけではできない島の高齢者全体の見守りをしてくれています。また、定年になった栄養士さんや移住してきた理学療法士さんの雇用や、島で余ったベッドなどをストックしたり、県の施設だけではできないフレキシブルな人や物の動きが行われています。診療所の看護師・事務員が長年働いてくれていることもあり、島民のちょっとした具合や家族事情の変化まで情報が入ってくるので、個人的には波照間はすごく目の行き届いた僻地ではないのかなと赴任して2ヶ月ながら思っています。

　赴任した当初は恵まれた環境がゆえに自分の至らない点ばかり目につき焦りもありましたが、今は波照間島の良いところを発信しつつ、島のため自分にできることを腰を据えて探そうと思っています。八重山病院や海上保安庁の方々をはじめ、皆様にお世話になることもたくさんあると思いますがこれからどうぞよろしくお願いします。お時間あればぜひ遊びに来てください！

患者・ご家族のみなさまへ

病院からのお願い

当院では「**医師の働き方改革**」として以下の取り組みを行っております。

■ 手術・病状・治療方針などの説明は、原則として
平日9:00～17:00の時間帯に行います。
（緊急時や、やむを得ない場合を除きます。）

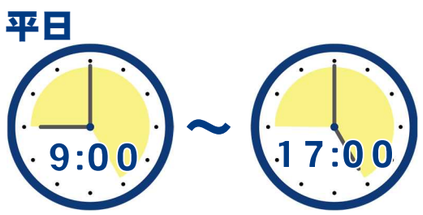

■ 当院では、「チーム医療」を推進しており、
複数の医師で患者さんの診療にあたっています。
主治医以外の医師が診療や説明の対応をすることがあります。

■ 病状の安定した患者さんには、かかりつけ医での診療をお願いしています。

皆さまのご理解ご協力を
よろしくお願いいたします。

※「医師の働き方改革」は、厚生労働省が推進している
医師の負担軽減、長時間労働の短縮に向けた取り組みです。

やいまむん　沖縄県立八重山病院広報誌（令和五年8月発行）
発行 / 沖縄県立八重山病院
編集・企画 / 沖縄県立八重山病院　広報委員会
〒907-0002　沖縄県石垣市真栄里584-1
TEL:0980-87-5557（代表）　FAX:0980-87-5835

沖縄県立八重山病院広報誌

やいまむん

Vol.8
2023.8

表紙写真：左側より　医事課長、事務部長、総務課長、経営課長

・ 事務部長挨拶
・ 手術室紹介
・ 臨床工学技士法が一部改正しましたよ！
・ 暑い夏こそ体力をつけて、熱い夏にしよう！
・ 診療所だより「南の島から」
・ 病院からのお願い

事務部長挨拶

事務部長　宮良 安英

令和5年4月1日付で知事部局から病院事業局へ出向となり、八重山病院の事務部長をを拝命し、赴任して参りました。病院事業局での勤務は平成23年から3年間、沖縄県立中部病院総務課に在籍して以来約10年ぶり2回目となります。

私の名字からお察しのとおり出身は石垣島です。高校卒業後、進学のため島を離れましたが、沖縄県庁の知事部局に採用となり、若い頃は生まれ島である石垣島での勤務を希望した時期もありましたが、なかなか配置されることなく、今回が公務員生活で初の離島勤務となっております。

八重山病院に赴任して約半年が経過しましたが、地元ということもあり、普段生活する上では特に不自由なく、学生時代の同級生達とこれまでできなかった交流を深めたりと、充実した日々を過ごすことができている一方、公務においては病院事業局での勤務経験が浅いことから、院長、副院長をはじめとした八重山病院の職員の方々に助けていただきながら、なんとか日々の業務をこなしている状況ではありますが、八重山病院の理念である「地域と共に、八重山の医療を守ります。」を遂行していく為に、事務職として医療従事者を支え、八重山在住の皆様や八重山を訪れてくださる方々が安心できる地域医療の維持、発展に寄与できるよう努めて参ります。どうぞよろしくお願いします。

臨床工学技士法が一部改正しましたよ！

臨床工学科 技士長 玻名城 誉

こんにちは、今年八重山病院に赴任致しました臨床工学科の玻名城誉と申します。以前に臨床工学技士の取り扱っている機器等を紹介させていただきましたが、今回は臨床工学技士法の一部改正(2021年5月28日公布、同年10月1日施行)等により臨床工学技士に新たに与えられた業務をいくつか紹介したいと思います。

法改正後は、臨床工学技士も輸液ポンプやシリンジポンプに繋げるための、静脈穿刺が可能となりました。ただし、手術室や集中治療室の業務に限ります。また心臓カテーテル治療や人工心肺装置を用いる手術においては、患者さんの身体へ電気的刺激の機械操作ができるようになり、さらに内視鏡手術の際に、身体に穴を開けてビデオカメラを入れる施術がありますが、そのビデオカメラの保持・操作も実施可能となりました。透析部門ではシャントへの穿刺は今まで行っておりましたが、これからは動脈表在化への穿刺が出来るようになりました。しかし、これらは厚生労働大臣が指定する研修を受講しなければ出来ません。現在、3名の方が受講終了しており、他のスタッフも只今頑張っております。

今回の臨床工学技士法改正は、医師の働き方改革に端を発しています。いよいよ、2024年4月に、勤務医に対する時間外労働の規制が適用されますが、私達臨床工学技士は「いのちを支えるエンジニア」としてのプライドを持ち、医師の労働時間の削減や健康の保持、適切な地域医療の維持・確保、医療安全の更なる向上を目指していきたいと思っております。

これからも私達、臨床工学技士を宜しくお願い致します。

手術室紹介

手術室師長 高田 隆子

手術室には、看護スタッフ15人、看護補助員2名の計17人のスタッフがいます。そのうち12名で手術・内視鏡・アンギオ・透視に関する全ての手術や検査の対応を夜間や休日の24時間、オンコール対応しています。また、手術室と併用して中央滅菌室も担当し、院内の物はもちろん、離島診療所の鋼線小物の洗浄・滅菌も行っています。今回は今年3月に導入した、減圧沸騰式洗浄器と、手術室麻酔システムについてご紹介したいと思います。

■減圧沸騰式洗浄器

当院の中央滅菌室には、4台の洗浄器があります。ジェット洗浄器、超音波洗浄器、そして減圧沸騰式洗浄器です。旧病院時代から減圧沸騰式洗浄器は使用しており、その洗浄力の高さはわかっていましたが、潤滑防錆剤と乾燥機能が無く、洗浄後、潤滑剤を散布し乾燥するため別の洗浄器に入れる必要がありました。今回導入した洗浄器は、潤滑防錆と乾燥機能が加わりとても使い勝手がよく、これまでより安全な洗浄が行えるようになりました。

■手術室麻酔システム

これまで当院の麻酔記録は医師の手書きで行われていました。私たちはこの記録を見て看護記録の時間を合わせて入力していましたが、今回、手術室麻酔システムを導入したことで、麻酔記録から看護記録に反映される記録項目が選ぶことができるようになり、記録の時短につながりました。また、手術室記録がPDF保存され探しやすくなったことや、これまで予定手術を記入していた白板が電子モニターに代わり、手術の進捗状況も一目でわかることが出来るようになり便利さを感じています。

今後も、患者様が安心して手術や検査等の治療に臨むことができるようスタッフ一同頑張ります。

暑い夏こそ体力をつけて、熱い夏にしよう！

作業療法士 金城 智也

厚生労働省の調査によると、介護が必要になった主な原因として、1位が認知症、2位が脳卒中、3位が骨折・転倒、4位が高齢による衰弱、5位が関節疾患となっています。

ここでいう「高齢による衰弱」とは、老化に伴ってさまざまな機能や能力が低下し、身体的な障害を誘発しやすい状態のことです。

筋肉のヤセ・筋力の低下だけでなく、これに「骨折・転倒」と「関節疾患」の体を動かす機能の低下を合わせて「運動器の機能低下」としてまとめると、認知症や脳卒中の割合を上回るというわけです。

高齢者こそ筋トレなど体を動かす事が大事になってきます。筋力を保つことができれば、転倒やそれに伴う骨折、外傷も防ぐことができるので、寝たきり状態になるリスクを低減することにつながるのです。

体力を維持するための運動の理想は20分のウオーキングを週3回以上行うことされています。しかし、それを初めから行うには大変で、途中で諦めてしまうこともよくあると思います。そのため、運動は無理をせず継続的に行うことがとても大切になります。

初めから頑張りすぎるのではなく、厚労省のおすすめしているプラス10運動を行いましょう。これは、無理に20分以上の運動をやるのではなく、外出先から少しだけ多く散歩して帰ろうなど、いつもより少し多く体を動かす、いつもよりプラス10分を目標に体を動かす習慣をつけていきましょうというものです。

少しずつの積み重ねが、月日が経てば大きな違いになってきます。そして、体力をつけていき介護予防に努め楽しい人生を過ごしていきましょう。

認知症	１７％
脳血管疾患（脳卒中）	１６％
骨折・転倒	１４％
高齢による衰弱	１３％
関節疾患	１０％
心疾患（心臓病）	５％
パーキンソン病	４％
糖尿病	３％
悪性新生物（がん）	３％
脊髄損傷	２％
呼吸器疾患	２％
視覚・聴覚障害	１％
その他	７％
わからない	１％
不詳	２％

現在の要介護度の状況・介護が必要となった主な原因別（2022（令和4）年国民生活基礎調査）

約３０％が運動器の機能低下に関連

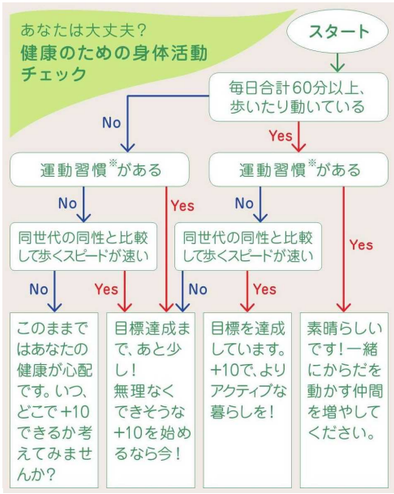

※出典：厚生労働省「健康作りのための身体活動指針（アクティブガイド）」